

財政援助団体等監査の結果

1 監査の期間

令和5年2月14日から令和5年3月23日まで

2 監査の対象

(1) 対象部課

総合政策部 人事課

(2) 対象事項

西尾市職員互助会に対する令和3年度西尾市職員互助会互助救済事業補助金

3 監査の方法

補助金を交付している所管部局の関係書類に基づき、補助金交付事務が適切に処理されているか審査するとともに、当該財政援助団体の関係諸帳簿を検査し、補助金が交付目的に沿って適正に使用されているか、適正な算出方法により補助金が交付されているかについて所管部局職員の説明を聴取し監査を実施した。

4 監査の結果

文化教養・健康増進助成申請について、助成の対象に消費税を含めたことにより、過払いとなっているものがあった。